

事 務 連 絡  
令和2年8月18日

都道府県  
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

### 介護保険施設等における災害時の避難について

平素より福祉・防災行政の推進について、格別なる御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

介護保険施設等における災害に備えた避難対策等については、別添1のとおり、「介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」（令和2年7月22日老推発0722第1号、老指発0722第1号、老高発0722第2号、老振発0722第2号、老老発0722第2号）において、所管施設の非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況についての点検等をお願いしているところです。

また、介護保険施設等における災害時の避難を開始する時期・判断基準については、別添2のとおり、「防災情報を5段階の「警戒レベル」により提供することの社会福祉施設等への周知（依頼）」（令和元年6月6日事務連絡）において、防災情報の伝え方等の周知等をお願いしているところです。

今後の災害に備えた十分な避難対策のために、改めて、上記通知及び事務連絡の内容についてご対応いただくとともに、介護保険施設等における災害時の早期の避難が行われるよう、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、介護保険施設等、関係機関及び関係団体等に周知等をお願いいたします。

なお、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内等\*の介護保険施設等については、各施設を所管する自治体において、各施設の非常災害対策計画における避難に関する内容やその実効性を確実に把握・点検するとともに、災害時の早期の避難が着実に行われるように助言等いただきますようお願いいたします。さらに、上記の施設のうち、特に災害時に危険な場所に所在するものについては、防災部局と連携し、避難情報発令時に各自治体から個別に連絡することの徹底等により、早期の避難を促すようお願いいたします。

※ 洪水等の浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の区域内。